

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（昭和53年岩手県告示第335号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後				
<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="145 472 770 857"> <tr> <td data-bbox="145 472 399 857">                     大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、一戸町                 </td> <td data-bbox="399 472 770 857">                     [略]                 </td> </tr> </table> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として<u>平成20年3月11日現在</u>において同法の規定により定められている地域をいう。</p>	大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、一戸町	[略]	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="831 472 1457 857"> <tr> <td data-bbox="831 472 1085 857">                     大船渡市、久慈市、<u>遠野市</u>、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、一戸町                 </td> <td data-bbox="1085 472 1457 857">                     [略]                 </td> </tr> </table> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として<u>平成21年7月31日現在</u>において同法の規定により定められている地域をいう。</p>	大船渡市、久慈市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、一戸町	[略]
大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、一戸町	[略]				
大船渡市、久慈市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、一戸町	[略]				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>					